
奄美市

地域貢献活動に係る「兼業」に関する ガイドライン

～ 兼業を希望される職員は、必ずご一読ください。～

第1章 地方公務員の兼業に関する社会的背景 (P1～P2)

- 1 公務員の兼業に関する社会的背景
- 2 兼業許可基準の運用にあたって地方公共団体が配慮すること(総務省通知)
- 3 地方公務員の兼業に関する規定

第2章 奄美市職員の地域貢献活動に係る兼業許可基準に関する規程 (P3～P4)

- 1 本市における兼業制度を整備した目的
- 2 対象となる活動
- 3 対象職員
- 4 許可基準
- 5 申請, 許可, 報告の流れ

第3章 奄美市職員の兼業に関する留意点 (P5～P8)

- 1 服務規程の遵守
- 2 公務の優先, 職場への配慮
- 3 職員の自主性による活動
- 4 職員の健康管理
- 5 労働基準法に規定する労働時間の通算が適用されない「自営兼業」
- 6 兼業先での割増賃金, 36 協定
- 7 災害補償
- 8 兼業許可実績の公表

令和8年4月

第1章 地方公務員の兼業に関する社会的背景

《参考》

- ・ 営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について（通知）（令和7年6月11日付け総行公第72号）
- ・ 地方公務員の働き方に関する分科会「地方公務員の兼業について」報告書（令和7年6月）

1 地方公務員の兼業に関する社会的背景

地方公務員の兼業については、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや、高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められるようになりました。

このような環境整備は、職員の多様な働き方の支援につながることであり、更には、職員が兼業をとおして地域・人を知ること、職務遂行や行政サービスの向上、地域住民の信頼の高まり、効率的な公務運営の確保につながるものと期待されています。

こうした背景のもと、総務省では「地方公務員の働き方に関する分科会」を令和6年9月に設置し、地方公務員の兼業のあり方について検討が進められ、令和7年6月に分科会報告書が取りまとめられました。

2 兼業許可基準の運用にあたって地方公共団体が配慮すること（総務省通知）

兼業許可基準の運用にあたっては、（1）**職員の自発性の確保**、（2）**職員の健康確保に対する配慮**、（3）**兼業しやすい職場づくりの取り組み**、（4）**住民に対する説明責任を果たし透明性を確保**の4点に留意することについて、総務省から通知されました。（以下、抜粋）

（1）職員の自発性の確保

- ・ 兼業は職務専念義務が課せられていない勤務時間外における職員の自発的な活動であり、職員の意に反した動員的な運用であってはならないこと。

（2）職員の健康確保に対する配慮

- ・ 兼業許可基準内で行う場合であっても、公務で恒常的に時間外勤務が多い状況である場合や臨時的な業務の増加が見込まれる場合には、所属長とも相談しながら、許可するか慎重に判断すること。
- ・ 兼業許可した職員に対しては、健康保持のため自己管理を行うよう助言や指導を行い、心身の不調があれば、相談窓口を活用して都度相談を受けることを伝えること。
- ・ 通算の労働時間が増えること、災害対応など突発的な業務も発生し得ることから、職務遂行に悪影響が生じないように、所属長は職員の健康や時間外勤務を適切に把握し、総務課は兼業時間数の抑制等の業務内容の見直しをするなど必要な対応を検討すること。
- ・ 労働基準法の労働時間規制が適用される業務である場合は、時間外・休日労働の上限規制等の規定を遵守すること。
- ・ 地方公務員は労働安全衛生法が適用されるため、健康診断、長時間労働者に対する医師による面接指導、ストレスチェックやこれらの結果に基づく事後措置等を実施すること。

（3）兼業しやすい職場づくりの取り組み

- ・ 兼業許可基準の規定、周知のみならず、業務見直し、ノー残業デーの設定、フレックスタイム制度の導入等といった働き方改革を進め、兼業しやすい環境を整備すること。
- ・ 兼業しやすい職場は同時に、職員が休暇取得などワークライフバランスの実現が図りやす

い職場であると考えられることから、各部署の業務量が人員配置に合ったものとなっているか、職員間の業務負担に過度な偏りが生じていないかなどの職場環境のあり方をチェックするなどにも検討すること。

(4) 住民に対する説明責任を果たし透明性を確保

- ・職員が地域の様々な分野で活躍することが重要である一方、全体の奉仕者として住民の信頼を確保することは重要であり、住民の疑念を抱くことのないよう、説明責任を果たすことが求められる。
- ・地方公務員法第58条の2（人事行政の運営等の状況の公表）の規定も踏まえ、兼業の許可件数を毎年公表するなど、説明責任を果たすための取り組みをすること。

3 地方公務員の兼業に関する規定

(1) 日本国憲法

日本国憲法第22条第1項において、地方公務員も含めて、職業選択の自由が保障されています。

(2) 地方公務員法

ただし、地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことから、

地方公務員法第38条第1項により、① 営利企業の役員等の地位を兼ねること、② 自ら営利企業を営むこと、③ 報酬を得ていかなる事業又は事務に従事すること については、任命権者の許可を受けなければ従事することができません。

許可基準については、各任命権者において定めることができることとなっています。

(3) 奄美市営利企業等の従事制限に関する規則

人事院規則14-8（営利企業の役員等との兼業）第1項に準じ、奄美市営利企業等の従事制限に関する規則第2条により「許可しない場合」を定め、① 職員の職と兼業先の間特別な利害関係があるとき、② 職務の遂行に支障を生じるとき、③ 法の精神に反するとき については、申請を許可しないこととしています。

第2章 奄美市職員の地域貢献活動に係る兼業許可基準に関する規程

1 本市における兼業制度を整備した目的

本市職員においては、かねてから地域貢献活動（例：町内会活動，スポーツ少年団・文化活動の指導，農業 等々）に従事し，地域の活性化や子どもの健全育成のために尽力している職員が多く，また，その活動に従事することを希望する（興味のある）職員がいます。

また，職員自身の知識・能力・経験等を活かし，講演会講師や生涯学習講座講師で活躍している職員も多く，また，自身の能力を活かした活動を行いたい（興味のある）職員もいます。

ただ，これらの活動には「報酬」を伴うことがあり，現状奄美市職員が「報酬を得て兼業する」ことについて明確な規定がなく，兼業できる選択肢が限定されている状況でした。

今般，「奄美市職員が報酬を得て地域貢献活動することを認める」ことを明確にし，希望する職員が兼業しやすくなる環境を整備することで，職員の多様な働き方制度の充実，職員の自律的なキャリア形成支援，地域活動の人材確保の実現を目指します。

2 対象となる活動

公益性が高く，報酬を伴う地域貢献活動・社会貢献活動であり，以下のいずれかに該当する活動を対象とします。

- (1) 地域貢献活動に関すること
- (2) 産業振興に関すること
- (3) 子どもの健全育成に関すること
- (4) スポーツ，文化活動に関すること
- (5) 社会教育，生涯学習活動に関すること
- (6) 健康づくり，福祉活動に関すること
- (7) 地域安全活動に関すること
- (8) まちづくり活動に関すること
- (9) 人権啓発活動に関すること
- (10) その他市長が認めるもの

例えば… スポーツ文化活動の指導者や各種大会等の運営／サトウキビ等の農業従事
町内会や子ども会活動等の運営／手話通訳／通訳案内士や観光ガイド
商店街の活性化に関するイベント運営 等々

3 対象職員

- (1) 在職6か月以上である職員

ただし，在職前に既に活動に従事している場合，在職6か月未満であっても活動に従事する必要があると認められる場合は，申請内容に応じて判断します。

- (2) 再任用職員

4 許可基準

- (1) 勤務時間外，週休日及び休日の活動であり，職務遂行及び職員の心身の健康に支障をきたさないこと
- (2) 勤務が割り振られた日においては，1日3時間以内の活動であること
- (3) 週8時間以内かつ1か月30時間以内の活動であること
- (4) 報酬の額が地域貢献活動として社会通念上許容できる範囲であること

- (5) 当該活動との間に特別な利害関係がないこと
- (6) 宗教的活動，政治的活動その他法令に反する活動でないこと

5 申請，許可，報告の流れ



6 許可の取消し

次の事案に該当したときは，直ちに許可を取り消します。

- (1) 許可基準に該当しないことが認められるとき
- (2) 職務の遂行に支障を来す恐れがあるとき
- (3) 信用失墜行為を行ったとき
- (4) 職務の公正性を失ったとき
- (5) 申請または報告の内容に虚偽の記載があったとき
- (6) 兼業開始後の人事評価において，業績評価または能力評価の総合評価がC評価以下になったとき

第3章 奄美市職員の兼業に関する留意点

1 服務規程の遵守

兼業中や兼業先においても、服務規程は遵守しなければなりません。（地方公務員法、奄美市服務規程に規定）

(1) 服務の根本基準

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること。全力を挙げて職務に専念すること。

- (2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- (3) 信用失墜行為の禁止
- (4) 秘密を守る義務
- (5) 職務に専念する義務
- (6) 政治的行為の制限

2 公務の優先、職場への配慮

地方公務員の働き方に関する分科会「地方公務員の兼業について」報告書において、「公務外で活躍している職員に対して残業等を命令しづらくなると、他の職員にその分のしわ寄せが生じるおそれがある。」など、懸念される点もあります。

- ・恒常的に時間外が多い場合、繁忙期が既に見込まれている場合等は、総務課は申請内容について当該職員の所属長とも相談しながら、申請を許可するか慎重に判断します。
- ・兼業が許可された場合においても、公務が最優先となります。兼業の予定があったとしても、所属課における通常業務や災害対応による突発的な業務など、通常公務を優先して行う必要があります。
- ・兼業を行ったことにより、通常業務の時間外勤務が増加することがないよう配慮してください。
- ・兼業を希望する職員は、公務優先であることを兼業先へ事前に確認した上で申請してください。

3 職員の自主性による活動

- ・職員の自発的な（職員自身が希望する）活動について本規程で定めています。
- ・職員自身の意に反した動員的な活動を依頼されることに繋がらないよう、そのような事案が発生した又はその恐れがある場合には総務課までご連絡ください。
- ・なお、兼業の有無、兼業の内容については、人事評価や昇任等には一切影響しません。

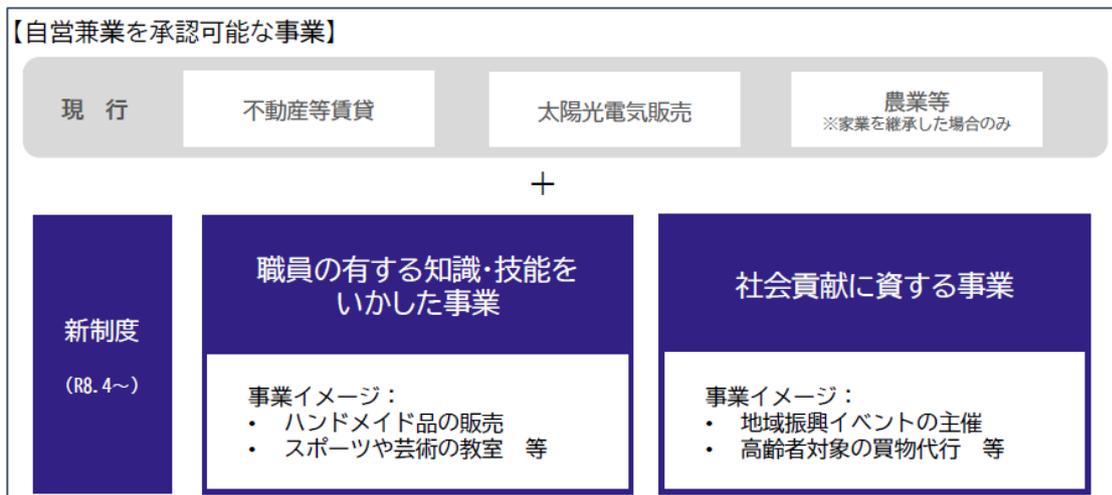
4 職員の健康管理

- ・兼業を許可する場合は「兼業許可決定通知書」で通知し、許可の条件として「本来の職務の遂行及び職員の心身の健康に支障をきたさないよう十分留意してください。」と申し添え、自己管理についても促します。
- ・兼業を許可された職員の所属長は、職員の通常業務の遂行や健康状態を適切に把握することとします。また、定期的に心身の健康状態や兼業先での業務内容等の確認を行うこととします。
- ・兼業が職員の心身や職務に影響があること又はその恐れがあることが分かったときは、所属長と総務課は兼業時間の抑制等の見直しを促すなど必要な対応をします。
- ・兼業している職員についても、「奄美市職員の長時間勤務に係る産業医の面接指導実施要綱」に基づいた産業医による面談を実施するほか、ストレスチェック・メンタルヘルスチェックの結果に基づいた面談等を実施します。

5 労働基準法に規定する労働時間の通算が適用されない「自営兼業」

《参考》自営兼業制度の見直しについて（令和7年12月（人事院））

- ・ 令和8年4月から国家公務員の自営兼業制度の見直しがされました。これまでは一定の基準のもと、「不動産等賃貸」「太陽光電気販売」「農業等（家業を継承した場合）」を承認可能な兼業としていましたが、令和8年4月以降は、「職員の有する知識・技能をいかした事業」「社会貢献に資する事業」について、承認可能な兼業として新たに加えられました。

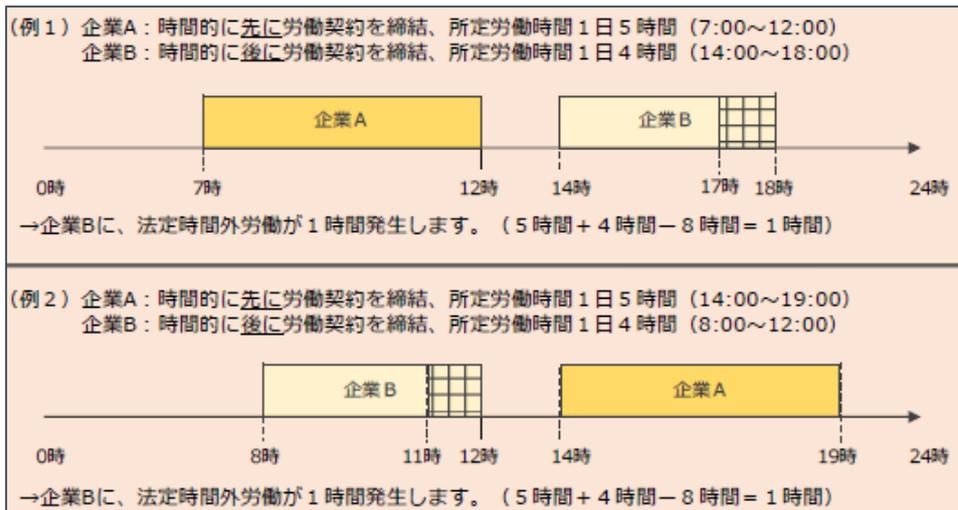


- ・ この「自営兼業」については、労働基準法第32条及び第38条に規定される労働時間の通算が適用されません。ただし、この場合であっても、職員の健康や職務遂行に影響しないか十分に配慮し、許可する際や許可した後も兼業の状況を把握する必要があります。
※ 労働基準法第32条 … 1週間40時間以内労働，1日8時間以内労働
労働基準法第38条 … 労働時間は，事業場が異なる場合でも通算する

6 兼業先での割増賃金、36協定

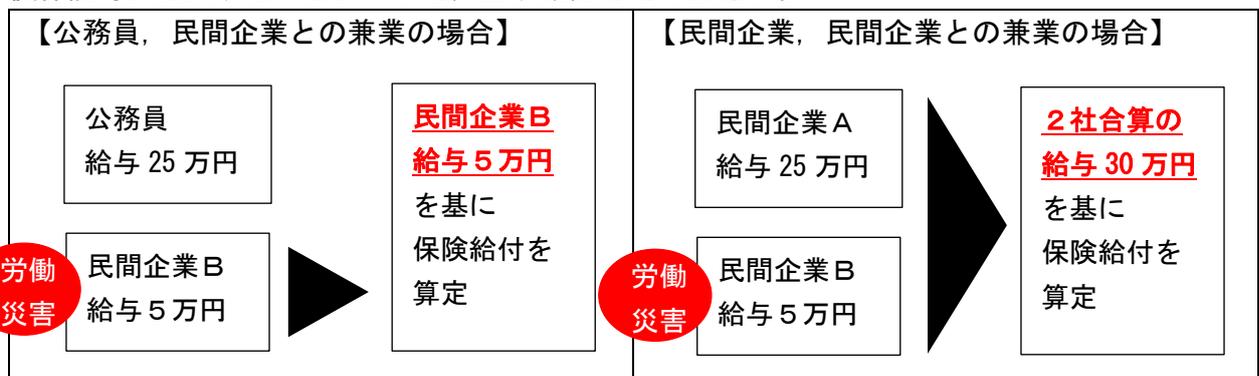
《参考》副業・兼業の促進に関するガイドライン（厚生労働省）

- ・ 労働基準法第38条では、「労働時間は，事業場を異にする場合においても，労働時間に関する規程の適用については通算する。」と規定されています。（上記5「自営兼業」の場合は除きます。）
- ・ 労働時間を通算した結果，労働基準法第32条に規定する法定労働時間を超える部分がある場合には，その超えた分は時間外労働となり，後から労働契約を締結した企業がその自社の36協定で規定している内容に応じて時間外労働を行わせることとなります。
※ 36協定 … 労働基準法第36条に基づき，企業が法定労働時間（1日8時間，週40時間）を越えて従業員に時間外勤務をさせるために必要となる労使間の協定のこと
- ・ 法定労働時間に適用される兼業を希望する職員は，兼業先における36協定内容を必ず確認してください。



7 災害補償

- ・勤務中の災害補償については、地方公務員は地方公務員災害補償法、民間企業等は労働者災害補償保険法が適用されます。
- ・万が一いずれかの事業所で労働災害が発生した場合、公務職場と民間就業先の賃金額を合算して補償額を算定することや、業務上の負荷を総合的に評価した場合の保障について、現在の制度で行うことができません。（民間企業等士との労働者災害補償保険については、これらは適用されています。）
 ⇒ このことについては、今後の公務員の兼業の動向や意見等も踏まえ、国で検討がなされるようですので、国家公務員の兼業制度に関する動向を注視していく必要があります。
- ・兼業を希望する職員は、民間就業先での労働災害には十分留意するほか、兼業先で労働者災害補償保険等に参加することについて、必ず確認してください。



8 兼業許可実績の公表

地域貢献活動に係る兼業をとおして、地域の様々な分野で活躍することができる一方、全体の奉仕者として市民の信頼を確保することが重要であり、兼業内容等について市民の疑念を招くことのないよう、説明責任を果たすことが求められます。

- ・このことから、兼業の許可件数の状況については毎年度の実績を公表していきます。

《 兼業を希望する職員が留意する点 》

兼業を始めたいと思ったとき

- ① 「奄美市職員の地域貢献活動に係る兼業許可基準に関する規程」「ガイドライン」の確認
本規程やガイドラインを確認し、兼業をする際に留意する点、兼業できる時間、申請方法などを確認しましょう。
- ② 兼業内容や勤務条件の確認
兼業は地域貢献や自身のスキルアップにつながりますが、職務遂行に影響がないか、自身で健康管理をすることができるかなど検討しましょう。また、兼業先における労働災害補償や36協定についても必要に応じて確認しましょう。
- ③ 所属係長課長、総務課との話し合い
円滑に兼業を始めるため、兼業を始める前に相談しましょう。

兼業許可を受け、兼業を始めたとき

- ① 勤務時間や健康の管理
兼業する職員は、兼業先での始業終業時間、休憩時間等の記録を付けるなどし、自身の健康管理に努めるほか、勤務時間の実績報告等の準備をしましょう。
- ② 現在の職務と兼業の両立ができているか
兼業先の業務内容と公務の両立が難しく感じたり、健康に不安を感じたりしたときは、兼業を続けるかどうか検討し、所属係長課長や総務課へ相談しましょう。
- ③ 兼業の内容が許可基準を満たしているか確認
兼業を許可された範囲内であるか疑義が生じたときは、速やかに総務課へ確認しましょう。